

# 義肢等補装具費支給制度 のご案内

仕事中や通勤途中で、けがや病気になり、そのために体の一部を失ったり、障害が残った方に対して、労災保険では、社会生活への復帰を支援するための制度（社会復帰促進等事業）として、義肢等補装具の購入費用や修理費用を支給しています。

また、義肢や補装具の採型、装着訓練のために医療機関へ行くための交通費も支給されます。

このパンフレットでは、支給対象となる義肢等補装具の種類（支給種目）や支給基準、必要な手続きなどについて紹介します。

## 目 次

支給種目	2
支給基準	3
修理基準	14
義肢等補装具の購入・修理費用支給の流れ (筋電電動義手の購入費用を除く)	15
筋電電動義手の購入費用支給の流れ	16
支給・修理の手続	17
旅費の支給	21